令和2年度事業報告等

自 令和 2 年 4 月 1 日

至 令和 3 年 3 月 31 日

公益社団法人青森県柔道整復師会

令和2年度事業報告等

1. 医療保険受領委任制度の推進に関する事業 (公益目的事業 1)

「柔道整復師」は、接骨院や整骨院において「柔道整復師法(昭和45年法律第19号)」に基づき、 骨折、脱臼、打撲、捻挫(筋、腱の損傷)等の治療を行う厚生労働大臣による医療専門職である。

国民健康保険など「医療保険」のうち、柔道整復師に支払われる「療養費」の制度は、医師に支払 われる「診療報酬」の制度と異なり、「償還払い」といって、患者が一旦療養費(治療費)の全額を 支払い、後日、各自で保険者に保険負担分を請求し、返還を受けることが原則になっている。

しかし、これでは患者の経済的負担等が大きく、適切な受療行動を阻害する恐れがあるため、柔道整復施術の療養費は「受領委任」という制度によって、柔道整復師が患者に代わって保険者に療養費 (治療費)の支給申請を行うことができ、医師の診療報酬と同様に取り扱われることが可能となっている。

本会は受領委任制度の根拠となる「協定書」を青森県知事及び東北厚生局長との三者間で締結、この協定等に基づいて、会員、保険者及び関係行政機関等との連携を密に、受領委任制度の適正かつ円滑な運営を支援し、患者の経済的負担の軽減を図るとともに、適切な受療行動を可能とするための事業を行った。

(1) 受領委任制度の維持運営事業

- 〇8月10日、9月12日、10月14日に本会会館において、新入会員に対して3か月間連続の新入会員保 険講習会を開催し受領委任制度の周知徹底を図った。
- ○青森県知事及び東北厚生局長へ三者協定に基づく受領委任取扱い制度の登録及び改廃手続き等 を17件行った。

(2) 療養費申請の審査事業

- ○会員から提出された療養費支給申請書(年間約19万件)を点検、整備し各保険者に送付をした。また、各保険者より本会に支給される療養費を各会員に給付することにより各保険者の利便性に協力した。
- ○共済組合、健康保険組合、自賠責保険の各療養費支給申請書を本会の審査機関において毎月1回 審査を行い、受領委任制度の円滑な運営に協力した。

(3) 保険事務研修事業

○今年度「保険事務研修会」は、新型コロナウイルスの影響により中止とした。オンライン開催 については主催側、参加者側ともに環境が整わず、行えなかった。

2. 県民の心身の健全な発達に関する事業(公益目的事業 2)

骨折、脱臼、捻挫、打撲、挫傷等の処置や運動機能を熟知した専門家集団として、県民の心身の 健全な発達に寄与するための講習会等を開催し、健康づくりに貢献するための事業を行った。

(1) 県民公開講座開催事業

○1月31日にむつ市ウェルネスパーク(むつ市)において「ほねつぎの日」として県民を対象とした健康相談等を開催した。

- ○上記の他、7月18~19日に折腰内ビーチ公園(中泊町)、7月19日に蕪島海浜公園(八戸市)に おいて、県民を対象に健康管理のための公開講座やテーピング指導、清掃活動を行った。
- ○10月17~18日に八戸ポータルミュージアムはっち(八戸市)において開催された自治体主催の 健康づくり事業にポスター・パンフレットの提供と会員を派遣して協力した。
- ○10月31日に黒石市、11月28日に青森市において、県民及び県内の柔道整復師を対象とした保険 講習会を開催した。

(2) 応急救護活動事業

○青森県中学校体育連盟、青森県高等学校体育連盟、県内体育協会等が主催する各種スポーツの6 大会に会員を救護員として派遣し協力した。

3. 柔道整復師の資質向上並びに柔道の普及に関する事業(公益目的事業 3)

県民の健康の維持、向上に貢献するために、柔道整復師の資質の向上、柔道整復学及び柔道整復 術の発展に努めるための事業を行った。

(1) 柔整塾並びに研修会開催事業

- ○今年度「学術セミナー」は、新型コロナウイルスの影響により中止とした。
- ○今年度「柔整塾」は、新型コロナウイルスの影響により中止とした。

(2) 柔道の普及活動事業

- ○今年度「東北ブロック会柔道大会」「東北少年柔道大会・形競技会」は、新型コロナウイルス の影響により中止となった。
- ○今年度「日整全国柔道大会」「日整全国少年柔道大会・形競技会」は、新型コロナウイルスの 影響により中止となった。
- ○青森県柔道連盟や県内柔道協会等が主催する柔道大会において、会員が大会委員として大会の 開催に協力した。

(3) 広報普及活動事業

- 〇広報誌「柔整青森第41号」を発行し、県内の柔道整復師の施術所や柔道整復師養成学校に配付 し、柔道整復学、柔道整復術の普及啓発を図った。
- ○ホームページにて県民に対し身近な施術所情報を提供し、県民の健康維持向上のための研修会 開催情報など迅速に提供した。

4. 児童又は青少年の健全な育成に関する事業 (公益目的事業 4)

柔道整復術のルーツである柔道やチャリティ事業を通じて、青少年の健全な育成を図るための事業を行った。

(1) 青森県少年学年別柔道選手権大会開催事業

○4月12日に青森県武道館(弘前市)において「第35回記念大会青森県柔道整復師会少年柔道・形 競技大会」の開催準備を進めていたが、新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ中止とし た。

- (2) 「柔道・形競技」の柔道教室・「柔道記念大会」の開催
 - ○今年度「青森県少年柔道教室」は、新型コロナウイルスの影響により中止とした。

(3) チャリティ事業

○今年度「チャリティボウリング大会」は、新型コロナウイルスの影響により中止とした。

5. 会員の福利増進及び相互扶助に関する事業(相互扶助等事業)

柔道整復師が安心して業務に取り組める環境と会の組織強化を図り、会員の福利厚生と生活の向上を目指しながら相互扶助を推進するための事業を行った。

- (1) 柔道整復師賠償責任保険、団体加入生命保険等の拡充及び推進を図った。
- (2) 会員10名に対して入院見舞金を支給した。
- (3) 会員1名の死亡、会員7名の家族の死亡に対し香典等を支給した。
- (4) 役員功労賞7名、地域功労賞1名、会長表彰14名、傘寿1名、喜寿3名、古希8名、還暦9名を表彰した。
- (5) 今年度「チャリティゴルフ大会」は、新型コロナウイルスの影響により中止とした。

6. その他本会の目的達成のための事業

(1) 4月26日、12月13日、3月7日に理事会、5月31日に通常総会を開催し、定款に基づいた組織運営に努めながら、社会貢献活動を推進するための組織強化を図った。

また4月11日、6月27日、11月21日に、組織並びに会員の現状を把握し時勢に適応した組織運営を行って行くために「法人改革委員会」ならびに「柔整未来プロジェクト」を開催し、組織の最適化を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大の状況への対策を検討した。

この他、各都道府県柔道整復師会開催事業、公益社団法人日本柔道整復師会開催事業、日本柔道整復師会東北ブロック会開催事業に参加協力予定であったが、新型コロナウイルスの影響によりいずれも中止となった。

- (2) 全日本柔道連盟、青森県柔道連盟、全日本柔道少年団との協力関係を推進した。
- (3) 地域支援事業を推進するために、地域包括支援センター運営協議会委員、介護認定審査会委員の推薦要請に協力した。
- (4) 医療人として社会貢献を推進するため、また広く県民に柔道整復の理解促進を図るため、青森県社会福祉協議会、公益社団法人24時間テレビチャリティー委員会、株式会社青森テレビ「ゆめ・たまキャンペーン」へ寄付を行った。

さらに、青森県が主催する青少年育成青森県民会議に賛助、献血感謝の集い並びに愛の血液助 け合い運動に後援を行った。

令和2年度事業報告 附属明細書

令和2年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に 規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」は存在しないので作成しません。